

平成 27 年 8 月 4 日

株主各位

京都市下京区烏丸通五条下る大阪町 382 番地 1

株式会社 京 進

代表取締役社長 白川 寛治

第 35 期定時株主総会招集ご通知の一部修正について

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本日付で株主各位へ送付いたしました当社「第 35 期定時株主総会招集ご通知」について一部誤りがございましたので、お詫びいたしますとともに、本ウェブサイトをもって下記のとおり修正のご連絡をいたします。

なお、修正箇所には二重下線を付しております。

記

【修正箇所 1】 連結注記表「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項」30 ページ

<修正前>

(5) 会計方針の変更に関する注記

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第 26 号 平成 24 年 5 月 17 日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 25 号 平成 27 年 3 月 26 日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第 35 項本文及び退職給付適用指針第 67 項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、
<以下略>

<修正後>

(5) 会計方針の変更に関する注記

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第 26 号 平成 24 年 5 月 17 日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 25 号 平成 24 年 5 月 17 日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第 35 項本文及び退職給付適用指針第 67 項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、
<以下略>

【修正箇所 2】 個別注記表「1. 重要な会計方針に係る事項」40 ページ

<修正前>

(9) 会計方針の変更に関する注記

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第 26 号 平成 24 年 5 月 17 日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 25 号 平成 27 年 3 月 26 日)を当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準に変更するとともに、割引率の決定方法を変更しております。

<修正後>

(9) 会計方針の変更に関する注記

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第 26 号 平成 24 年 5 月 17 日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 25 号 平成 24 年 5 月 17 日)を当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準に変更するとともに、割引率の決定方法を変更しております。

【修正箇所 3】 第 2 号議案「定款一部変更の件」 55 ページ

<修正前>

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	(監査等委員会の議事録) 第 35 条 監査等委員会における議事の経過の要領 およびその結果ならびにその他法令で定める事項は 議事録に記載し、出席した監査等委員がこれに記名 押印または電子署名する。

<修正後>

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	(監査等委員会の議事録) 第 35 条 監査等委員会における議事の経過の要領 およびその結果ならびにその他法令で定める事項は 議事録に記載し、出席した監査等委員がこれに記名 押印または電子署名する。

※ 4 行目「電子署名」について訂正

【修正箇所 4】 第 4 号議案「監査等委員である取締役 3 名選任の件」 58 ページ

<修正前>

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴・当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当 社 の株式数
2	いち はら ひろ はる 市 原 洋 晴 (昭和 28 年 1 月 26 日生)	<略> 平成 19 年 7 月 株式会社京都M&Aプランニングを 設立 <略> 〔重要な兼職の状況〕 <略> 株式会社京都M&Aプランニ <u>ク</u>	一株

<修正後>

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴・当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当 社 の株式数
2	いち はら ひろ はる 市 原 洋 晴 (昭和 28 年 1 月 26 日生)	<略> 平成 19 年 7 月 株式会社京都M&Aプランニングを 設立 <略> 〔重要な兼職の状況〕 <略> 株式会社京都M&Aプランニ <u>グ</u>	一株

【修正箇所 5】 第 4 号議案「監査等委員である取締役 3 名選任の件」 59 ページ

<修正前>

(注) 1. ～ 7. <略>

8. 中島賢氏、市原洋晴氏、竹内由起氏の選任が承認された場合、第 2 号議案「定款一部変更の件」承認可決を条件として、当社は各氏との間で、会社法第 423 号第 1 項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。
<以下略>

<修正後>

(注) 1. ～ 7. <略>

8. 中島賢氏、市原洋晴氏、竹内由起氏の選任が承認された場合、第 2 号議案「定款一部変更の件」承認可決を条件として、当社は各氏との間で、会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。
<以下略>

以 上